（削る）

（農村振興部の所掌事務）

第百六十五条　農村振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関すること。

三～十七　（略）

（農村振興部に置く課等）

第百九十九条　（略）

２　前項に掲げるもののほか、九州農政局の農村振興部に事業管理調整官一人を置く。

３　前二項に掲げるもののほか、農村振興部に洪水調節機能強化対策官一人を置く。

４　前三項に掲げるもののほか、東北農政局の農村振興部に福島復旧復興対策官一人を置く。

（農村計画課の所掌事務）

第二百一条　農村計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関すること。

三～十二　（略）

（洪水調節機能強化対策官の職務）

第二百十条の二　洪水調節機能強化対策官は、ダムその他のえん堤の洪水調節機能の強化に関する事務のうち農村振興部の所掌に係るものに関し調整を要する事項についての調査、企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（北上土地改良調査管理事務所）

第二百六十八条　（略）

２・３　（略）

４　北上土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課

企画課

調査課

計画課

財産管理課

保全計画課

保全整備課

５～８　（略）

９　洪水調節機能強化専門官は、第一項の事業によって造成されたダムその他のえん堤の洪水調節機能の強化に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

10～14　（略）

８　高齢者対策専門官は、高齢者の農業に関する活動の促進に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（農村振興部の所掌事務）

第百六十五条　農村振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　高齢者の農業に関する活動の促進に関すること。

三～十七　（略）

（農村振興部に置く課等）

第百九十九条　（略）

２　前項に掲げるもののほか、九州農政局の農村振興部に事業管理調整官一人を、東北農政局の農村振興部に福島復旧復興対策官一人を置く。

（新設）

（農村計画課の所掌事務）

第二百一条　農村計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　高齢者の農業に関する活動の促進に関すること。

三～十二　（略）

（新設）

（北上土地改良調査管理事務所）

第二百六十八条　（略）

２・３　（略）

４　北上土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課

企画課

調査課

計画課

財産管理課

保全計画課

保全整備課

５～８　（略）

（新設）

９～13　（略）